

2014年3月11日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第 311 号 )

# 国务院、 『会社法』 関連法規を改定・廃止 年度報告開示規定等を新たに追加

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国务院は、2014年2月19日付で『一部の行政法規の廃止および修正に関する決定』（国务院令第648号、以下『決定』という）を公布しました。『会社法』（以下『会社法』という）の改正に合わせて、国务院レベルの行政法規を改定・廃止するもので、『会社法』の改正施行と同日の2014年3月1日より施行されています。

改正後の『会社法』は、最低資本金や出資期限、出資金払込検査等に係る規定を削除・変更しています。『決定』はこれを受けて、関連行政法規（図表1参照）に存在する出資期限や払込資本金の登記、年次検査等に係る規定を削除し、新たに年度報告や電子営業許可証に係る規定を盛り込んでいます。

【図表1】『決定』で改定・廃止された行政法規

改定	『会社登記管理条例』
	『企業法人登記管理条例』
	『中外合資経営企業法实施条例』
	『中外合作経営企業法実施細則』
	『外資企業法実施細則』
	『パートナーシップ企業登記管理弁法』
	『個人工商業者条例』
廃止	『農民專業合作社登記管理条例』
	『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』 『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』の補充規定』

（『決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## □ 年度報告の送付・開示が必要に

今回の工商管理制度改革の大きな目玉は、企業年次検査制度を廃止し、新たに「企業信用情報開示システム」を活用した企業年度報告開示制度を導入することです。

国家工商行政管理総局は、2014年2月14日付で『企業年次検査業務の停止に関する通達』（工商企字[2014]28号）を公布。「2014年3月1日より営業許可証を受領している有限責任会社、株式有限会社、非会社企業法人、パートナーシップ企業、個人独資企業およびその分支機構、来中し経営活動に従事している外国（地域）企業、ならびにその他の経営単位の企業年次検査業務を停止する」とともに、企業年次検査制度から企業年度報告開示制度に移行することを発表しています。

これに合わせ、『決定』は『会社登記管理条例』や『企業法人登記管理条例』における年次検査に関する

る規定を削除する一方で、「会社は、毎年1月1日から6月30日までに、企業信用情報開示システムを通じて会社登記機関に前年度の年度報告を送付し、合わせて社会に開示しなければならない」（『会社登記管理条例』第58条）とする規定を追加しています。

一方、国務院は2014年2月7日付で『登録資本金登記制度改革方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2014]7号、以下『改革方案』という）を公布し、工商登記管理制度改革の全体像を明らかにしています。『改革方案』によると、企業は「市場主体信用情報開示システム」を通じて、株主（発起人）の出資金払込状況、資産状況等を含む年度報告を工商行政管理部門に提出しなければならず、規定の期限内に年度報告を開示しない企業はシステム上の「経営異常名簿」に記載されます（第2条第2項）。

さらに、開示義務を3年間履行しなかった企業は、「経営異常名簿」で永久記載扱いになるとともに、「重大な違法企業リスト（ブラックリスト）」にも組み入れられます。こうした措置により、「1カ所で違法行為があれば、（経営・業務の）至る所で制限を受ける」市場信用メカニズムを構築する（第3条第2項）考えです。

また、『改革方案』は「電子営業許可証および全プロセス電子化登記管理の推進」も明記しています（第2条第4項）。「全国统一基準・規範の電子営業許可証を積極的に推し進め、電子政府および電子商取引のために身分認証および電子署名サービスの保障を提供」し、「電子営業許可証を支柱とするオンライン申請、オンライン受理、オンライン審査、オンライン開示、オンライン許可証発行等の全プロセス電子化登記管理方式を大々的に推進」する方針です。これを受けて、改定後の『会社登記管理条例』と『企業法人登記管理条例』は、電子営業許可証の推進と、電子営業許可証が紙の営業許可証と同等の法的効力を持つことを明記しています（第59条）。

## □ 出資期限等は定款に記載

『決定』は、外商投資企業に関する基本法である「外資三法」の実施細則（『外資企業法実施細則』『中外合資経営企業法実施条例』『中外合作経営企業法実施細則』）にも改定を加えたほか、合弁企業の出資金払込に関する規定（『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』の補充規定）を廃止しています。これにより、外商投資企業の出資期限に係る主な規定が削除されました（図表2参照）。

登録資本金額、出資方法、出資期限等は、出資当事者が自主的に約定して会社定款に記載し、その内容と出資金払込状況を企業信用情報開示システム上で開示しなければなりません（『改革方案』第2条第1項）。『外資企業法実施細則』は、「外国投資家による出資払込の期限は、外資企業設立の申請書および外資企業の定款において記載しなければならない」（第30条）とする規定を維持しています。

The screenshot shows the public information page for Industrial Bank of China (Shanghai) Co., Ltd. on the National Enterprise Credit Information Disclosure System (Shanghai). The page is titled "全国企业信用信息公示系统 (上海)" and "瑞穗银行(中国)有限公司". It displays various registration and administrative details.

基本信息	
注册号	310000400510014
名称	瑞穗银行(中国)有限公司
类型	有限责任公司(外国法人独资)
法定代表人	何野夫一
注册资本	60000.0万人民币
成立日期	2007年05月24日
住所	上海市浦东新区世纪大道100号上海环球金融中心21、22、23楼
营业期限自	2007年05月24日
营业期限至	
经营范围	在下列范围内经营全部外汇业务以及为除中国境内公民以外客户的人民币业务：吸收公众存款；发放短期、中期和长期贷款；办理票据承兑与贴现；买卖政府债券、金融债券；买卖股票以外的其他外币有价证券；提供信用证服务及担保；办理国际结算；同业拆借及拆放；代理收付款项及代收付业务；代理保险业务；提供保管箱服务；经中国银行业监督管理委员会批准的其他业务。
登记机关	上海市工商局
发证日期	2015年11月05日
经营状态	存续

  

投资人信息				
投资人类型	投资人	证件类型	证件号码	详情
外国(地区)企业	日本瑞穗银行股份有限公司	其他	0199-01-008945	详情

（企業信用情報開示システムの企業情報画面）

<http://gsxt.saic.gov.cn/>

【図表2】『決定』により削除された外商投資企業の出資に関連する主な規定

	削除された規定内容
『外資企業法実施細則』 第20条第2項	外資企業の登録資本金額は、その経営規模と対応していなければならない。
『外資企業法実施細則』 第30条	分割して出資する場合、最後の出資は営業許可証の発行日から3年以内に払い込まなければならない。第1回目の出資は出資引受額の15%を下回らない額を、営業許可証の発行日から90日以内に払い込まなければならない。
『会社登記管理条例』 第20条第3項	外商投資有限責任会社は2年以内、外商投資性会社は5年以内に全額を払い込まなければならない。
『中外合資経営企業各合弁 当事者の出資の若干規定』 第4条	一括で出資する場合、合弁双方は営業許可証の発行日から6カ月以内に払い込まなければならない。分割して出資する場合、合弁双方の第1回目の出資は出資引受額の15%を下回らない額を、営業許可証の発行日から3カ月以内に払い込まなければならない。

(関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

\*

『決定』により改定された行政法規のうち、『会社登記管理条例』『企業法人登記管理条例』『中外合資経営企業法实施条例』『中外合作経営企業法実施細則』『外資企業法実施細則』の改定箇所については、4ページからの条文比較表（日本語仮訳、中国語原文）をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

## 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

## 『会社登記管理条例』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
登記事項	<p>【第9条】会社の登記事項は、以下を含む。</p> <p>(5) 払込資本金</p> <p>(9) 有限責任会社の株主もしくは株式会社有限会社の発起人の氏名もしくは名称、<b>ならびに引受および払込の出資額、出資時期、出資方式。</b></p>	<p>【第9条】会社の登記事項は、以下を含む。</p> <p>(5) 〔削除〕</p> <p>(8) 有限責任会社の株主もしくは株式会社有限会社の発起人の氏名もしくは名称。</p>
資本金の通貨	<p>【第13条】会社の登録資本金<b>および払込資本金</b>は、人民元で表示しなければならない。法律、行政法規に別途、規定がある場合を除く。</p>	<p>【第13条】会社の登録資本金は、人民元で表示しなければならない。法律、行政法規に別途、規定がある場合を除く。</p>
出資方式	<p>【第14条】株主の出資方式は、『会社法』第27条の規定に合致していなければならない。<b>株主が通貨、実物、知的財産権、土地使用权以外のその他の財産で出資する場合、その登記方法は国家工商行政管理総局が國務院の関連部門とともに規定する。</b></p> <p>株主は、役務、信用、自然人氏名、のれん、フランチャイズ権もしくは担保設定した財産等の評価額で出資してはならない。</p>	<p>【第14条】株主の出資方式は、『会社法』第27条の規定に合致していなければならないが、株主は、役務、信用、自然人氏名、のれん、フランチャイズ権もしくは担保設定した財産等の評価額で出資してはならない。</p>
有限責任会社の設立登記申請	<p>【第20条第2項】</p> <p>(4) <b>法に基づき設立された出資金払込検査機構が発行する出資金払込検査証明。法律、行政法規に別途、規定がある場合を除く。</b></p> <p>(5) <b>株主の初回出資が非通貨財産の場合、会社設立登記時にその財産権移転手続を行った証明文書を提出しなければならない。</b></p> <p>【第20条第3項】<b>外商投資の有限責任会社の株主の初回出資額は、法律、行政法規の規定に合致していなければならない、その他の部分は、会社成立の日より2年以内に全額を払い込まなければならない。このうち、投資性会社は5年以内に全額を払い込むことができる。</b></p>	<p>〔削除〕</p>
株式会社有限会社の設立登記申請書類	<p>【第21条第2項】</p> <p>(4) <b>法に基づき設立された出資金払込検査機構が発行する出資金払込検査証明。</b></p> <p>(5) <b>株主の初回出資が非通貨財産の場合、会社設立登記時にその財産権移転手続を行った証明文書を提出しなければならない。</b></p> <p>【第21条第3項】募集方式で株式会社有限会社を設立する場合、創立大会の会議記録も提出しなければならない。募集方式で設立する株式会社有限会社が株式を公開発行する場合、國務院証券監督管理機構の認可文書も提出しなければならない。</p>	<p>【第21条第2項、第3項】</p> <p>(4) 〔削除〕</p> <p>(5) 〔削除〕</p> <p>【第21条第3項】募集方式で株式会社有限会社を設立する場合、創立大会の会議記録<b>および法に基づき設立された出資金払込検査機構が発行する出資金払込検査証明</b>も提出しなければならない。募集方式で設立する株式会社有限会社が株式を公開発行する場合、國務院証券監督管理機構の認可文書も提出しなければならない。</p>

増資・減資	<p>【第31条】会社が登録資本金を変更する場合、法に基づき設立された出資金払込検査機構が発行する出資金払込検査報告を提出しなければならない。</p> <p>会社が登録資本金を増加する場合、有限責任会社の株主が引き受ける新增資本金の出資および株式会社株主が引き受ける新株は、それぞれ『会社法』における有限責任会社設立の出資払込および株式会社設立の株式代金払込の関連規定に基づき執行しなければならない。株式有限公司が新株の公開発行の方式で、もしくは上場会社が新株の非公開発行の方式で登録資本金を増加する場合、国務院証券監督管理機構の認可文書も提出しなければならない。</p> <p>会社の法定積立金を登録資本金に転換する場合、出資金払込検査報告は留保している当該積立金が転換前の会社の登録資本金の25%を下回っていないことを記載しなければならない。</p> <p>会社が登録資本金を減少する場合、公告日より45日後に変更登記を申請しなければならない。合わせて会社が新聞に会社の登録資本金減少の公告を掲載した関連証明および会社の債務償還もしくは債務担保状況の説明も提出しなければならない。</p> <p>会社の減資後の登録資本金は、法定の裁定限度額を下回ってはならない。</p>	<p>【第31条】会社が登録資本金を増加する場合、変更決議もしくは決定を下した日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。</p> <p>会社が登録資本金を減少する場合、公告日より45日後に変更登記を申請しなければならない。合わせて会社が新聞に会社の登録資本金減少の公告を掲載した関連証明および会社の債務償還もしくは債務担保状況の説明も提出しなければならない。</p>
出資金払込検査報告	<p>【第32条】会社が払込資本金を変更する場合、法に基づき設立された出資金払込検査機構が発行する出資金払込検査報告を提出し、合わせて会社定款に記載する出資時期、出資方式に基づき出資金を払い込まなければならない。会社は、出資もしくは株式代金全額出資の日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。</p>	〔削除〕
株主の変更	<p>【第35条第1項】有限責任会社の株主が持分を譲渡する場合、持分譲渡日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。合わせて新株主の主体資格証明もしくは自然人の身分証明を提出しなければならない。</p>	<p>【第34条第1項】有限責任会社が株主を変更する場合、変更の日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。合わせて新株主の主体資格証明もしくは自然人の身分証明を提出しなければならない。</p>
情報開示	<p>【第57条】会社登記機関は、登記した会社登記事項を会社登記簿に記載し、社会公衆の調査・閲覧、複製に供さなければならない。</p>	<p>【第56条】会社登記機関は、会社の登記、届出情報を、企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない</p>
年次検査	<p>【第9章】年次検査（第59条、第60条、第61条、第62条）</p>	〔削除〕
年度報告	<p>【第10章】証明書および文書管理</p>	<p>【第9章】年度報告の開示、証明書および文書管理</p>

年度報告	〔追加〕	<p>【第 58 条】 会社は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに、企業信用情報開示システムを通じて会社登記機関に前年度の年度報告を送付し、合わせて社会に開示しなければならない。</p> <p>年度報告が開示する内容および監督検査の方法は、国務院が制定する。</p>
営業許可証	<p>【第 63 条】 『企業法人営業許可証』、『営業許可証』は正本および副本に分け、正本および副本は同等の法的効力を有する。</p> <p>『企業法人営業許可証』の正本もしくは『営業許可証』の正本は、会社の住所もしくは分公司の営業場所の目立つ位置に置かなければならない。</p> <p>会社は、業務の必要に基づき会社登記機関に営業許可証の若干の副本の確認発行を申請することができる。</p>	<p>【第 59 条】 『企業法人営業許可証』、『営業許可証』は正本および副本に分け、正本および副本は同等の法的効力を有する。</p> <p>国家は、電子営業許可証を推進する。電子営業許可証と紙ベースの営業許可証は、同等の法的効力を有する。</p> <p>『企業法人営業許可証』の正本もしくは『営業許可証』の正本は、会社の住所もしくは分公司の営業場所の目立つ位置に置かなければならない。</p> <p>会社は、業務の必要に基づき会社登記機関に営業許可証の若干の副本の確認発行を申請することができる。</p>
	<p>【第 67 条】 営業許可証の正本、副本の様式および会社登記の関連重要文書の書式もしくは形式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。</p>	<p>【第 63 条】 営業許可証の正本、副本の様式、電子営業許可証の標準および社登記の関連重要文書の書式もしくは形式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。</p>
罰則	<p>【第 76 条】 会社が規定に基づき年度検査を受けない場合、会社登記機関が 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科し、合わせて期限付きで年度検査を受けさせる。期限を超えてもなお年度検査を受けない場合、営業許可証を没収する。年度検査において真実の状況を隠匿し、粉飾欺瞞行為を働いた場合、会社登記機関が 1 万元以上 5 万元以下の罰金を科し、合わせて期限付きで是正させる。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。</p>	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

## 『企業法人登記管理条例』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
情報開示	【第8章】公告、年次検査および証明証の管理	【第8章】開示および証明書の管理
	【第23条】企業の開業、名称変更、抹消は、登記主管機関が企業法人登記公告を發布する。登記主管部門の批准を経ずに、その他の単位は企業法人登記公告を發布してはならない。	【第23条】登記主管部門は、企業法人登記、届出情報を、企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。
年度報告	【第24条】企業法人登記管理は、年度検査制度を実行する。企業法人は、登記主管部門が規定する期間に基づき年次検査報告書、資金バランス表もしくは賃借対照表を提出しなければならない。登記主管部門は、企業法人登記の主要事項に対して審査を行わなければならない。	【第24条】会社は、毎年1月1日から6月30日までに、企業信用情報開示システムを通じて会社登記機関に前年度の年度報告を送付し、合わせて社会に開示しなければならない。 年度報告が開示する内容および監督検査の方法は、国务院が制定する。
営業許可証	【第25条第3項】『企業法人営業許可証』、『企業法人営業許可証』の副本は、偽造、改竄、レンタル、貸出、譲渡、売却および勝手に複製してはならない。	【第25条第3項、第4項】『企業法人営業許可証』、『企業法人営業許可証』の副本は、偽造、改竄、レンタル、貸出、譲渡、売却してはならない。 国家は、電子営業許可証を推進する。電子営業許可証と紙ベースの営業許可証は、同等の法的効力を有する。
手続費用	【第26条】企業法人が行う開設登記、変更登記、年次検査は、規定に基づき登記費、年次検査費を納付しなければならない。開業登記費は、登録資本金総額の1000分の1に基づき納付する。登録資本金が1000万円を超える場合、超過部分1000分の0.5に基づき納付する。登録資本金が1億円を超える場合、超過部分は納付しない。登記費の最低額は50元とする。変更登記費、年次検査費の納付金額は、国家工商行政管理局が規定する。	【第26条】企業法人が行う開設登記、変更登記は、規定に基づき登記費を納付しなければならない。開業登記費は、登録資本金総額の1000分の1に基づき納付する。登録資本金が1000万円を超える場合、超過部分は1000分の0.5に基づき納付する。登録資本金が1億円を超える場合、超過部分は納付しない。登記費の最低額は50元とする。変更登記費の納付金額は、国家工商行政管理局が規定する。
罰則	【第30条】 (3) 規定に基づき抹消登記を行わない、または規定に基づき年次検査報告書を送付せず、年次検査を行わない場合、 (4) 『企業法人営業許可証』、『企業法人営業許可証』の副本を偽造、改竄、レンタル、貸出、譲渡、売却もしくは勝手に複製した場合、	【第30条】 (3) 規定に基づき抹消登記を行わない場合、 (4) 『企業法人営業許可証』、『企業法人営業許可証』の副本を偽造、改竄、レンタル、貸出、譲渡、売却した場合、

(中国アドバイザー一部作成)

## 『中外合資経営企業法実施条例』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
会社定款	<p>【第13条】合弁企業の定款には、以下の主要内容を含めなければならない。</p> <p>(4) 合弁企業の投資総額、登録資本金、合弁各当事者の出資額・出資比率・持分譲渡の規定、利益分配および損失分担の比率。</p>	<p>【第13条】合弁企業の定款には、以下の主要内容を含めなければならない。</p> <p>(4) 合弁企業の投資総額、登録資本金、合弁各当事者の出資額・出資比率・<b>出资方式</b>・<b>出資払込期限</b>・持分譲渡の規定、利益分配および損失分担の比率。</p>

(中国アドバイザー一部作成)

## 『中外合作経営企業法実施細則』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
会社定款	<p>【第13条】合作企業の定款には、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(4) 合作企業の投資総額、登録資本金、合作各当事者の投資もしくは合作条件提供の方式・期限。</p>	<p>【第13条】合作企業の定款には、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(4) 合作企業の投資総額、登録資本金、合作各当事者の<b>引受出資額</b>・投資もしくは合作条件提供の方式・期限。</p>

(中国アドバイザー一部作成)

## 『外資企業法実施細則』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
会社定款	<p>【第 15 条】外資企業の定款には、以下の内容を含めなければならない。</p> <p>(3) 投資総額、登録資本金、出資期限。</p>	<p>【第 15 条第 3 項】外資企業の定款には、以下の内容を含めなければならない。</p> <p>(3) 投資総額、登録資本金、<b>引受出資額、出資方式、</b>出資期限。</p>
登録資本金	<p>【第 20 条第 2 項】外資企業の<b>登録資本金は、その経営規模と対応していなければならない</b>、登録資本金と投資総額の比率は、中国の関連規定に合致していなければならない。</p>	<p>【第 20 条第 2 項】外資企業の登録資本金と投資総額の比率は、中国の関連規定に合致していなければならない。</p>
現物出資	<p>【第 27 条第 2 項】当該工業産権、専有技術の評価額は、国際的に一般的な評価額の原則と一致していなければならない、その評価金額は外資企業の登録資本金の 20% を超えてはならない。</p>	〔削除〕
出資払込	<p>【第 30 条】外国投資家による出資払込の期限は、外資企業設立の申請書および外資企業の定款において記載しなければならない。外国投資家は出資を分割して払い込むことができるが、最後の 1 回の出資は営業許可証発行の日から 3 年以内に払い込まなければならない。そのうち、第 1 回の出資は外国投資家の引受出資額の 15% を下回ってはならず、合わせて外資企業の営業許可証発行の日から 90 日以内に払い込まなければならない。</p> <p>外国投資家が前項規定の期限内に第 1 回の出資を払い込まない場合、外資企業の批准証書は自動的に失効する。外資企業は、工商行政管理機関で抹消登記手続を行い、営業許可証を返納廃棄しなければならない。抹消登記手続を行わない、ならびに営業許可証を返納廃棄しない場合、工商行政管理機関はその営業許可証を没収し、合わせて公告を行う。</p>	<p>【第 30 条】外国投資家による出資払込の期限は、外資企業設立の申請書および外資企業の定款において記載しなければならない。</p>
	<p>【第 31 条】第 1 回の出資後のその他の各回の出資について、外国投資家は期限どおりに払い込まなければならない。</p> <p>正当な理由なく期限を 30 日を超えて出資しない場合、本実施細則第 30 条第 2 項の規定に基づき処理する。</p> <p>外国投資家が正当な理由を有し出資の延期を要求する場合、審査・批准機関の同意を経て、工商行政管理機関に報告し届け出なければならない。</p>	〔削除〕
出資金払込検査	<p>【第 32 条】外国投資家が毎回の出資を払い込んだ後、外資企業は中国の登録会計士を招聘して検証し、合わせて出資金払込検査報告を発行し、審査・批准機関および工商行政管理機関に報告して届け出なければならない。</p>	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

## 『会社登記管理条例』改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
登記事項	<p><b>【第九条】</b> 公司的登记事项包括：</p> <p>（五）实收资本；</p> <p>（九）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人的姓名或者名称，以及认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式。</p>	<p><b>【第九条】</b> 公司的登记事项包括：</p> <p>（五）〔削除〕</p> <p>（八）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人的姓名或者名称。</p>
資本金の通貨	<p><b>【第十三条】</b> 公司的注册资本和实收资本应当以人民币表示，法律、行政法规另有规定的除外。</p>	<p><b>【第十三条】</b> 公司的注册资本应当以人民币表示，法律、行政法规另有规定的除外。</p>
出资方式	<p><b>【第十四条】</b> 股东的出资方式应当符合《公司法》第二十七条的规定。股东以货币、实物、知识产权、土地使用权以外的其他财产出资的，其登记办法由国家工商行政管理总局会同国务院有关部门规定。</p> <p>股东不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。</p>	<p><b>【第十四条】</b> 股东的出资方式应当符合《公司法》第二十七条的规定，但是，股东不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。</p>
有限責任会社の設立登記申請	<p><b>【第二十条第二款】</b></p> <p>（四）依法设立的验资机构出具的验资证明，法律、行政法规另有规定的除外；</p> <p>（五）股东首次出资是非货币财产的，应当在公司设立登记时提交已办理其财产权转移手续的证明文件；</p> <p><b>【第二十条第三款】</b> 外商投资的有限责任公司的股东首次出资额应当符合法律、行政法规的规定，其余部分应当自公司成立之日起2年内缴足，其中，投资公司可以在5年内缴足。</p>	<p>〔削除〕</p>
株式有限会社の設立登記申請	<p><b>【第二十一条第二款】</b></p> <p>（四）依法设立的验资机构出具的验资证明；</p> <p>（五）发起人首次出资是非货币财产的，应当在公司设立登记时提交已办理其财产权转移手续的证明文件；</p> <p><b>【第二十一条第三款】</b> 以募集方式设立股份有限公司的，还应当提交创立大会的会议记录；以募集方式设立股份有限公司公开发行股票，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。</p>	<p><b>【第二十一条第二款】</b></p> <p>（4）〔削除〕</p> <p>（5）〔削除〕</p> <p><b>【第二十一条第三款】</b> 以募集方式设立股份有限公司的，还应当提交创立大会的会议记录以及依法设立的验资机构出具的验资证明；以募集方式设立股份有限公司公开发行股票的，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。</p>

増資・減資	<p><b>【第三十一条】</b> 公司变更注册资本的，应当提交依法设立的验资机构出具的验资证明。</p> <p>公司增加注册资本的，有限责任公司股东认缴新增资本的出资和股份有限公司的股东认购新股，应当分别依照《公司法》设立有限责任公司缴纳出资和设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。股份有限公司以公开发行新股方式或者上市公司以非公开发行新股方式增加注册资本的，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。</p> <p>公司法定公积金转增为注册资本的，验资证明应当载明留存的该项公积金不少于转增前公司注册资本的25%。</p> <p>公司减少注册资本的，应当自公告之日起45日后申请变更登记，并应当提交公司在报纸上登载公司减少注册资本公告的有关证明和公司债务清偿或者债务担保情况的说明。</p> <p>公司减资后的注册资本不得低于法定的最低限额。</p>	<p><b>【第三十一条】</b> 公司增加注册资本的，应当自变更决议或者决定作出之日起30日内申请变更登记。</p> <p>公司减少注册资本的，应当自公告之日起45日后申请变更登记，并应当提交公司在报纸上登载公司减少注册资本公告的有关证明和公司债务清偿或者债务担保情况的说明。</p>
出資金払込検査報告	<p><b>【第三十二条】</b> 公司变更实收资本的，应当提交依法设立的验资机构出具的验资证明，并应当按照公司章程载明的出资时间、出资方式缴纳出资。公司应当自足额缴纳出资或者股款之日起30日内申请变更登记。</p>	(削除)
株主の変更	<p><b>【第三十五条第一款】</b> 有限责任公司股东转让股权的，应当自转让股权之日起30日内申请变更登记，并应当提交新股东的主体资格证明或者自然人身份证明。</p>	<p><b>【第三十四条第一款】</b> 有限责任公司变更股东的，应当自变更之日起30日内申请变更登记，并应当提交新股东的主体资格证明或者自然人身份证明。</p>
情報開示	<p><b>【第五十七条】</b> 公司登记机关应当将登记的公司登记事项记载于公司登记簿上，供社会公众查阅、复制。</p>	<p><b>【第五十六条】</b> 公司登记机关应当将公司登记、备案信息通过企业信用信息公示系统向社会公示。</p>
年次検査	<p><b>【第九章】</b> 年度检验 (第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条)</p>	(削除)
年度報告	<p><b>【第十章】</b> 证照和档案管理</p>	<p><b>【第九章】</b> 年度报告公示、证照和档案管理</p>
	<p>(追加)</p>	<p><b>【第五十八条】</b> 公司应当于每年1月1日至6月30日，通过企业信用信息公示系统向公司登记机关报送上一年度年度报告，并向社会公示。</p> <p>年度报告公示的内容以及监督检查办法由国务院制定。</p>

營業 許可証	<p><b>【第六十三条】</b>《企业法人营业执照》、《营业执照》分为正本和副本，正本和副本具有同等法律效力。</p> <p>《企业法人营业执照》正本或者《营业执照》正本应当置于公司住所或者分公司营业场所的醒目位置。</p> <p>公司可以根据业务需要向公司登记机关申请核发营业执照若干副本。</p>	<p><b>【第五十九条】</b>《企业法人营业执照》、《营业执照》分为正本和副本，正本和副本具有同等法律效力。</p> <p>国家推行电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。</p> <p>《企业法人营业执照》正本或者《营业执照》正本应当置于公司住所或者分公司营业场所的醒目位置。</p> <p>公司可以根据业务需要向公司登记机关申请核发营业执照若干副本。</p>
	<p><b>【第六十七条】</b>营业执照正本、副本样式以及公司登记的有关重要文书格式或者表式，由国家工商行政管理总局统一制定。</p>	<p><b>【第六十三条】</b>营业执照正本、副本样式，电子营业执照标准以及公司登记的有关重要文书格式或者表式，由国家工商行政管理总局统一制定。</p>
罰則	<p><b>【第七十六条】</b>公司不按照规定接受年度检验的，由公司登记机关处以1万元以上10万元以下的罚款，并限期接受年度检验；逾期仍不接受年度检验的，吊销营业执照。年度检验中隐瞒真实情况、弄虚作假的，由公司登记机关处以1万元以上5万元以下的罚款，并限期改正；情节严重的，吊销营业执照。</p>	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

## 『企業法人登記管理条例』改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
情報開示	<b>【第八章】公告、年检和证照管理</b>	<b>【第八章】公示和证照管理</b>
	<b>【第二十三条】</b> 企业开业、变更名称、注销，由登记机关发布企业法人登记公告。未经登记机关批准，其他单位不得发布企业法人登记公告。	<b>【第二十三条】</b> 登记主管机关应当将企业法人登记、备案信息通过企业信用信息公示系统向社会公示。
年度報告	<b>【第二十四条】</b> 企业法人登记管理实行年度检验制度。企业法人应当按照登记机关规定的时间提交年检报告书、资金平衡表或者资产负债表。登记机关应当对企业法人登记的主要事项进行审查。	<b>【第二十四条】</b> 企业法人应当于每年1月1日至6月30日，通过企业信用信息公示系统向登记机关报送上一年度年度报告，并向社会公示。 年度报告公示的内容以及监督检查办法由国务院制定。
營業許可証	<b>【第二十五条第三款】</b> 《企业法人营业执照》、《企业法人营业执照》副本，不得伪造、涂改、出租、出借、转让、出卖和擅自复印。	<b>【第二十五条第三款、第四款】</b> 《企业法人营业执照》、《企业法人营业执照》副本，不得伪造、涂改、出租、出借、转让或者出卖。 国家推行电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。
手續費用	<b>【第二十六条】</b> 企业法人办理开业登记、变更登记、年度检验，应当按照规定缴纳登记费、年检费。开业登记费按注册资金总额的千分之一缴纳；注册资金超过1000万元的，超过部分按千分之零点五缴纳；注册资金超过1亿元的，超过部分不再缴纳。登记费最低额为50元。变更登记费、年检费的缴纳数额由国家工商行政管理局规定。	<b>【第二十六条】</b> 企业法人办理开业登记、变更登记，应当按照规定缴纳登记费。开业登记费按注册资金总额的千分之一缴纳；注册资金超过1000万元的，超过部分按千分之零点五缴纳；注册资金超过1亿元的，超过部分不再缴纳。登记费最低额为50元。变更登记费的缴纳数额由国家工商行政管理局规定。
罰則	<b>【第三十条】</b> （三）不按照规定办理注销登记或者不按照规定报送年检报告书，办理年检的； （四）伪造、涂改、出租、出借、转让、出卖或者擅自复印《企业法人营业执照》、《企业法人营业执照》副本的；	<b>【第三十条】</b> （三）不按照规定办理注销登记的； （四）伪造、涂改、出租、出借、转让或者出卖《企业法人营业执照》、《企业法人营业执照》副本的；

（中国アドバイザー一部作成）

## 『中外合資經營企業法實施條例』改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
会社定款	<p><b>【第十三条】</b> 合营企业章程应当包括下列主要内容：</p> <p>（四）合营企业的投资总额，注册资本，合营各方的出资额、出资比例、股权转让的规定，利润分配和亏损分担的比例；</p>	<p><b>【第十三条】</b> 合营企业章程应当包括下列主要内容：</p> <p>（四）合营企业的投资总额，注册资本，合营各方的出资额、出资比例、出资方式、出资缴付期限、股权转让的规定，利润分配和亏损分担的比；</p>

（中国アドバイザー一部作成）

## 『中外合作經營企業法實施細則』改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
会社定款	<p><b>【第十三条】</b> 合作企业章程应当载明下列事项：</p> <p>（四）合作企业的投资总额，注册资本，合作各方投资或者提供合作条件的方式、期限。</p>	<p><b>【第十三条】</b> 合作企业章程应当载明下列事项：</p> <p>（四）合作企业的投资总额，注册资本，合作各方认缴出资额、投资或者提供合作条件的方式、期限。</p>

（中国アドバイザー一部作成）

## 『外資企業法実施細則』改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
会社定款	【第十五条】外资企业的章程应当包括下列内容： （三）投资总额、注册资本、出资期限；	【第十五条】外资企业的章程应当包括下列内容： （三）投资总额、注册资本、认缴出资额、出资方式、出资期限；
登録 資本金	【第二十条第二款】外资企业的注册资本要与其经营规模相适应，注册资本与投资总额的比例应当符合中国有关规定。	【第二十条第二款】外资企业的注册资本与投资总额的比例应当符合中国有关规定。
現物出資	【第二十七条第二款】该工业产权、专有技术的作价应当与国际上通常的作价原则相一致，其作价金额不得超过外资企业注册资本的20%。	〔削除〕
出資払込	【第三十条】外国投资者缴付出资的期限应当在设立外资企业申请书和外资企业章程中载明。外国投资者可以分期缴付出资，但最后一期出资应当在营业执照签发之日起3年内缴清。其中第一期出资不得少于外国投资者认缴出资额的15%，并应当在外资企业营业执照签发之日起90天内缴清。 外国投资者未能在前款规定的期限内缴付第一期出资的，外资企业批准证书即自动失效。外资企业应当向工商行政管理机关办理注销登记手续，缴销营业执照；不办理注销登记手续和缴销营业执照的，由工商行政管理机关吊销其营业执照，并予以公告。	【第三十条】外国投资者缴付出资的期限应当在设立外资企业申请书和外资企业章程中载明。
	【第三十一条】第一期出资后的其他各期的出资，外国投资者应当如期缴付。 无正当理由逾期30天不出资的，依照本实施细则第三十条第二款的规定处理。 外国投资者有正当理由要求延期出资的，应当经审批机关同意，并报工商行政管理机关备案。	〔削除〕
出資金 払込検査	【第三十二条】外国投资者缴付每期出资后，外资企业应当聘请中国的注册会计师验证，并出具验资报告，报审批机关和工商行政管理机关备案。	〔削除〕

（中国アドバイザー一部作成）